



妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

妊娠・出産期は、心身の大きな変化に加え、少子化や地域のつながりの希薄化等により孤立しやすく、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。

安心して妊娠・出産できるよう、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との密な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。

ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり

地域の様々な子育て支援機関と連携しながら、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての専門性を発揮し、母子保健事業等を通じた関わりを契機として切れ目ない支援を推進することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不妊治療費の助成や不妊相談の実施に加え、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（^{こうくう}口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 不妊に係る支援の充実

イ 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進

妊娠期から産後間もない時期の育児不安の軽減のため、医療機関・助産所等と連携しながら、母子保健事業を推進することで、支援を必要とする妊婦や子育て家庭を早期に発見し、児童虐待未然防止の観点を踏まえて適切な支援や母子生活支援施設、乳児院等の関係機関につなぐ体制を整備します。

また、共に子育てする身近な存在である夫（パートナー）を中心として、妊産婦を取り巻く家族が積極的に協力しながら育児に取り組めるよう、子育てに関する知識や情報の発信を行います。

【主な取組】

- ・ 産後ケアの推進（スマイルママ・ホッと事業・産婦健診ホッとサポート等）
- ・ 妊産婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に係る情報発信の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）【再掲】
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進【再掲】

乳幼児期～学童期

（２）乳幼児期の子育て支援

乳幼児期は、生涯にわたる健やかな成長の基盤となる時期であるとともに、子育て家庭の悩みや不安が大きくなる時期であり、区役所・支所子どもはぐくみ室や地域の子育て支援施設が有する相談機能を強化することが必要です。

子どもはぐくみ室による専門性の高い支援を通して子どもの健やかな発育・発達を促進するとともに、乳幼児期の親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るため、行政、子育て支援施設や関係機関等との更なる連携により、ネットワークを形成することで、乳幼児期の子育て家庭を支援できる体制を構築します。

ア 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進

多職種の視点をいかした乳幼児健康診査の充実や、発育・発達や養育等に課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化、乳幼児が転居する際に支援が途切れないよう情報連携の仕組みを構築することで、多職種・関係機関と連携しながら、乳幼児の健やかな発育・発達のための支援を推進します。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
- ・ 乳幼児健康診査の充実（疾病スクリーニング等の精度管理を含む。）
- ・ 新生児聴覚検査費用の助成
- ・ 心理発達に課題を抱える子どもへの支援の充実
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進【再掲】
- ・ 乳幼児の健康情報の利活用に向けた取組の推進
- ・ 京都版ブックスタート事業の実施



イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

自宅以外でも安心して過ごせ、ほかの親子や地域住民と交流できる場を提供するため、身近な地域の子育て支援施設が核となり、関係機関と連携し、既存の社会資源も最大限にいかしながら、支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等）
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進
- ・ 子育てサロンや子育てサークル等の活動支援

ウ 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実

子育て家庭が、事故予防対策や、医療機関への受診の要否の判断等の病気への対応を、自ら行うことができるよう、知識や技術の普及啓発を推進するとともに、子どもがいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き、小児科救急医療体制の確保を図ります。

【主な取組】

- ・ 子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓発
- ・ 休日・夜間（深夜帯含む。）・平日準夜帯の医療体制確保
- ・ 子育て支援施設における事故予防の推進



(3) 幼児教育・保育

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに質の高い教育・保育が提供されることが極めて重要です。

こうしたことに鑑み、京都ならではの質の高い教育・保育を引き続き子どもたちに提供できるよう、また、働き方やライフスタイルの変化による多様なニーズに合った幼児教育・保育施設が利用できるよう、引き続き、質と量の両面から充実を図っていきます。

ア 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

民間保育園や認定こども園をはじめ、既存施設活用を中心とした児童受入枠の拡大、幼稚園における放課後等預かり保育の一層の拡大及び保育の担い手確保等による保育提供体制の確保、並びに市独自負担による保育士の手厚い配置や処遇改善、キャリアアップ研修、私立幼稚園への助成、私立幼稚園における担い手確保の支援、認可外保育施設への指導・監督の強化等による幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

また、利用者支援の観点から、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施による保護者の経済的負担の軽減や、区役所・支所子どもはぐくみ室の子育て支援コンシェルジュによる丁寧な情報提供や相談に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 既存施設の活用等による保育園、認定こども園の定員（受入児童数）の拡大
- ・ 幼稚園における預かり保育の推進
- ・ 私立幼稚園における2歳児接続保育の推進
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の3つの観点からの保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 幼児教育の質を支えるための私立幼稚園における担い手確保の支援
- ・ キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への研修の実施
- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
- ・ 認可外保育施設の質の向上
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管
- ・ 小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ・ 小学校就学前施設と小学校の子どもとの交流
- ・ 小学校就学前施設と小学校の、教職員、保育士の交流及び研修の充実

イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

利用者の多様な働き方，ライフスタイルの変化による教育・保育ニーズに応えるため，保育園，認定こども園における一時預かり事業，病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育を提供するとともに，障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入促進に向けた取組を進めていきます。

また，人間性の形成や心身の健全育成を図るため，乳幼児期における発育・発達過程に応じた食育の推進とともに，安心・安全を確保するため，引き続き，アレルギー対応等についても取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 保育園，認定こども園における一時預かり事業（一般型）及び幼稚園における預かり保育等の実施
- ・ 病児・病後児保育の実施
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施
- ・ 保育園，認定こども園における多様な保育サービス（休日保育，夜間保育）の提供
- ・ 幼稚園，保育園，認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進
- ・ 外国にルーツをもつ子ども，保護者等へのコミュニケーション確保をはじめとした支援
- ・ 障害のある子どもの保育に関する職員研修の充実
- ・ 食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の充実
- ・ 関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化
- ・ 保育園，認定こども園における食物アレルギー児の受入れの促進及び安全対応の徹底



(4) 子どもの教育環境

今日、急速なグローバル化や人工知能（AI）の進化など、社会の加速度的な変化や技術革新により、将来の予測が困難な時代を迎えています。また、子育ての孤立化、家庭の経済状況から生じる困り、子どもの安全確保、教員の多忙化など、教育環境に関わる課題が多様化・複雑化しています。

一方で、誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの基礎は教育であるとも言われるように、教育の役割への期待が高まっています。

こうした現状と未来社会を見据え、京都市では、京都に息づく、子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」のもと、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」京都市教育の実践を一層推進し、よりよい教育を通じて、伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子どもの育成を目指します。

ア 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進

開かれた学校づくりのもと、子どもたちに生まれ育った環境に左右されることなく、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を基盤として、多様な他者と協働しながら、自ら問いを立て、主体的に課題を発見・解決できる持続可能な社会の担い手として必要となる資質や能力を育みます。あわせて、地域や文化への誇りを培い、多様な文化や価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育成します。

【主な取組】

- ・ 質の高い幼児教育と、保幼小の連携・接続の推進
- ・ 保護者、地域と進める小中一貫教育の充実・推進
- ・ 学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・英語教育・プログラミング教育・未来型教育モデルの推進等）
- ・ インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進
- ・ 市立高校の更なる改革と特色ある教育活動の推進
- ・ 京都ならではの伝統文化教育や環境教育、読書活動の推進
- ・ 子どもの規範意識を育む取組の推進（道德教育・自然体験活動等）
- ・ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進
- ・ 食育・健康教育、体力向上の取組の推進
- ・ 社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
- ・ 多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）

イ 新しい教育ニーズに応える持続可能で安全・安心な教育環境の整備

持続可能で質の高い教育環境と学校指導体制の充実に向け、学校施設については、多様化する教育活動に柔軟に対応するための教室の再整備やＩＣＴ環境の整備はもとより、環境や防災にも配慮のうえ、誰もが安全・安心に活用できる施設環境の整備を図ります。

また、子どもたちにとって最大の教育環境である、高い志と意欲，確かな指導力を持った「教員」を確保し，資質向上を図ることが必要です。そのため，保護者・地域の理解のもと「学校・園の働き方改革」を推進し，教員自身が健康で心豊かな生活を送りながら生涯にわたって能力や経験を高めることができる，そして有能な方々が教員を志す環境を実現します。

【主な取組】

- ・ 京都市学校施設マネジメント計画に基づいた学校施設の安全確保，長寿命化改修や防災機能強化
- ・ 新しい教育内容に即した施設・設備充実等の推進
- ・ 地域との共汗で取り組む新しい学校づくり（学校統合等）
- ・ 大学等との協働による，教員養成から採用，研修までの資質向上のための一体的な取組の推進
- ・ 教員が子どもと向き合うことができる環境づくりの推進（事務補助や多様な専門職等との協働による「チーム学校」としての取組，ＩＣＴ活用等による効率的な研修推進等）



（５）放課後の子どもたちの居場所づくり

京都市においては，学童クラブ事業と放課後まなび教室共に希望するすべての児童を受け入れています，共働き家庭の増加に伴い，利用ニーズはますます高まっているため，引き続き，実施場所や支援者の確保に努め，利用ニーズに対応する提供量を担保する必要があります。

あわせて，異年齢児童や地域の方々との交流による社会性の育成や，発達段階に応じた遊びを体験し，学ぶことができる「共育」を提供する質の高い居場所づくりについても，両事業の連携等により実現していきます。

ア 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動

学童クラブ事業では、待機児童ゼロを継続するとともに、利用ニーズを見極めながら、可能な限りすべての小学校区で学童クラブ機能を確保していきます。

また、利用の実態やニーズを踏まえ、小学校内での実施場所の確保や費用負担のあり方についての検討を進めていきます。

さらには、各学童クラブと放課後まなび教室が実施してきた先進的な事例を参考に、両事業がこれからも連携しながら取組を充実していくことにより、これまで以上に質の高い居場所づくりを行っていきます。

【主な取組】

- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ・ 学童クラブ事業における実施場所確保
- ・ 学童クラブ事業未設置学区における機能確保
- ・ 児童館等の職員の確保及び資質の向上
- ・ 大学との連携による児童館における学生ボランティアの確保及び広報の充実による学童クラブ事業における介助者の確保
- ・ 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障害のある子どもの利用推進

イ 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり

児童の健やかな成長を支え、豊かな感性を育むことができる居場所を提供していくため、児童館において、これまでのクラブ活動や学習支援事業に加え、様々な社会体験や生活体験、自然体験を提供していきます。

また、安心・安全な居場所づくりを、家庭・地域・学校・関係団体・行政がしっかりと連携しながら取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進
- ・ 中高生世代の居場所づくりと活動の支援
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）【再掲】
- ・ 地域住民との交流の推進
- ・ 京都やんちゃフェスタの実施
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施



(6) 思春期保健

思春期は、心身の健康の基礎や自主性を形成し、将来への展望を抱き始める大切な時期です。

この時期を迎える若者に対し、将来を見据えたところとからだの健康づくりに関する知識の習得や体験等の機会を提供することにより、子育てをはじめとした将来のライフデザインをより確かなものにするとともに、次世代を担う意識の醸成を図ります。

ところとからだの健康づくりと次世代をはぐくむ意識づくりの促進

思春期の若者が自身のところとからだに向き合えるよう、関係機関と連携し、健康教育や普及啓発に取り組みます。

また、豊かな父性・母性を育むことができるよう、妊娠・出産等に関する体験等の機会を提供します。

【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ・ 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】

(7) 若者の自己成長と社会参加

現代は、情報化やグローバル化など、若者を取り巻く環境の変化が激しい時代であり、そうした時代において、若者が活躍するためには、「ユースサービス（青少年の自己成長の支援）」の理念のもと、若者が社会を形成する主体（パートナー）として、将来に夢と希望を持ちながらライフデザインを描けるような「若者が生きやすいまち」であることが必要です。

若者の力は、社会に変化を生み出し、様々な課題の解決や新たな価値の創出に寄与することから、若者が希望あふれる社会の担い手として成長できるような支援を行うとともに、活躍できる環境づくりの取組を推進します。

ア 多様なライフデザイン形成への支援

若者の社会的自立に向けて、多面的なキャリア教育を推進するとともに、自らの生き方を考え、選択する力を身につけるための支援を行います。また、様々な悩みを抱える若者が安心して相談できる居場所づくりを行うなど、個々の状況に応じた支援を行います。

【主な取組】

- ・ キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ・ 若手アーティストの支援
- ・ 「20歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18歳」に成人の自覚を促す取組の実施
- ・ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供
- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ・ 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進
- ・ 青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進

イ 若者が持つ多様な力をいかした社会づくり

若者が地域活動や市政に積極的に参加することは、社会貢献だけでなく、若者自身を成長させ、地域への愛着を育むことにつながることから、若者が地域活動等を行うためのきっかけづくりや、若者文化を発信する機会の創出等の支援を行います。

【主な取組】

- ・ 若者の地域交流事業の推進
- ・ 若者のボランティア活動・地域活動の促進
- ・ 地域における福祉教育・ボランティア学習推進事業の実施
- ・ 福祉ボランティアセンターによるボランティア活動の総合的な支援
- ・ 若者の意見を市政に反映する機会の提供
- ・ 審議会等への青少年の更なる参加促進
- ・ 若者文化の発信

ライフステージ全般

(8) 子育て家庭の生活の安定や子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組

「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を推進するためには、ライフステージを通じて、子育て家庭の生活の安定や、子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組が必要です。

社会全体で子育てを支え合う観点から、引き続き、子育て家庭への寄り添い支援や、経済的な負担を軽減する取組を推進していきます。

また、安心・安全に過ごせる遊び場は、子どもの心身の成長に重要な役割を果たすため、引き続き、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進していきます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室による地域と連携した切れ目のない寄り添い支援
- ・ 子ども医療費支給制度の推進・拡充
- ・ 公園の整備及び維持管理の充実

2

特に支援を要する 子ども・若者やその家庭への支援



(1) 貧困家庭の子ども・若者への支援

貧困等の困難を抱える子ども・若者やその家庭は、経済的支援だけではなく、生活習慣や学習、地域や社会とのつながり、安心して過ごせる居場所の確保など、様々な角度からの支援が必要です。

こうした家庭においては、子どもが、生活習慣の乱れや社会体験の少なさ、自己肯定感の低下、他者との関係の希薄化等の課題を抱えている傾向があるほか、保護者が多忙な生活の中で孤立の状況に置かれている傾向が見られ、若者においても、自己肯定感が低く、結婚・出産に希望が持てていない状況にあることが伺えます。

子どもやその家庭の状況・ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、子ども・若者が困難な状況にあっても未来に希望が持てるよう、社会的に自立できるための支援を、地域、関係機関とも相互に連携を深めながら、総合的・継続的に推進します。

ア 子どもや若者への生活・学習・社会体験の推進

京都市では保育、教育の提供をはじめ、学童クラブや放課後まなび教室、青少年活動センターなど、様々なライフステージにおいて、子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや確かな学力向上に向けた取組等の施策を推進するとともに、地域団体等の自主的な支援活動とも連携を図ってきました。

すべての子ども・若者が、健やかな生活を確保し、他者と関係を築く中で自己肯定感を高めるとともに、夢や希望を持って自己を実現し、社会的に自立していけるよう、支援を行います。

【主な取組】

- ・ 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ・ 学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・英語教育・プログラミング教育・未来型教育モデルの推進等）【再掲】
- ・ 社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進【再掲】
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援
- ・ 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】
- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進【再掲】
- ・ 若者サポートステーションでの取組の推進【再掲】

イ 家庭への子育て・経済・就労支援の推進

妊娠・出産期における心身のケアや訪問支援をはじめ、ひとり親家庭に対する生活・就労支援など、子育て家庭に対するきめ細かな支援に取り組んできました。

貧困等の困難を抱える家庭の子育ての不安や負担を軽減し、孤立を防ぐため、妊娠・出産・育児等の場面に応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立し、生活基盤を支えるための経済・就労支援等を、各家庭の実態に応じた的確に提供します。

【主な取組】

- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進【再掲】
- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援【再掲】
- ・ 子育て家庭が気軽に相談できる環境づくりの推進
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施【再掲】
- ・ 就学援助費の支給
- ・ 生活困窮者に対する自立相談支援
- ・ 市営住宅における妊娠期や子育て期の世帯への優先入居の実施

ウ 地域、関係機関、企業等との連携による貧困家庭等を支える環境づくりの推進

これまでから、子育て支援施策を推進する中で、家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、地域をはじめ、保健福祉センターや保育園、認定こども園、学校、児童館等、子どもと触れ合う中で様々な情報がキャッチできる「気づき」の窓口において、課題を抱える家庭を把握し、様々な支援につなげています。

これらに加え、行政機関や地域、関係機関、企業等が、貧困等から生じる諸課題への対応に向けた連携を更に深め、社会全体で子ども・若者とその家庭を支援し、ともに支え合う風土をつくるよう、関係の強化と環境づくりをより一層推進します。

【主な取組】

- ・ 食料品等を届けることを通じ必要な支援につなげる取組の検討
- ・ 困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供
- ・ 寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援【再掲】



(2) 児童虐待対策，少年非行対策，社会的養育の推進

京都市においては，児童虐待及び少年非行対策に向けた取組を行ってきましたが，児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や，重症事例の発生等，更なる取組の強化が必要となっています。

また，児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により，社会的養育の推進に向けた取組を行ってきましたが，国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では，里親委託の一層の推進，施設の機能転換が求められる等，大きな転機を迎えています。

こうした状況を踏まえ，子ども家庭総合支援拠点に位置づける区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実，児童相談所の機能及び体制の強化，学校や地域の関係機関等との連携強化，里親委託の推進，児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組や地域で子育て家庭を支える仕組みづくりの推進により，切れ目のない支援を行うことで，「子どもの最善の利益」を実現していきます。

ア 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

地域や関係機関との連携のもと，すべての子どもの命を守り抜き，健やかに育む社会を実現するため，学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と，「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

そのため，子育て家庭の最も身近な支援機関である区役所・支所子どもはぐくみ室と，児童相談所，保育園，認定こども園・学校等や地域の関係機関との更なる連携強化を図り，身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。

また，児童相談所の更なる機能及び体制の強化を図るとともに，児童福祉司の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援，家族再統合の取組の充実
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所，警察，学校や地域の関係機関等との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）の充実【再掲】
- ・ 母子生活支援施設を活用した支援【再掲】

イ 少年の非行防止と立ち直りを支援するための取組の推進

少年非行については、児童相談所、区役所・支所子どもはぐくみ室、学校等所属機関、警察、青少年活動センター等の連携のもと、早期段階での把握、対応を行うことで、犯罪防止、重症化及び再犯の防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 若者を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援
- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの推進
- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）が行う相談事業との連携
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施

ウ 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親・地域での支援それぞれの体制の強化を行います。

また、包括的な里親支援体制を構築し、特に養育里親への委託の推進を図ります。

児童養護施設等の施設については、国の補助制度等を活用しながら、里親委託の推進状況を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進や、本体施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るための取組を推進します。

一時保護については、国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえて、引き続き、適切に行っていきます。

【主な取組】

- ・ 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）
- ・ すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）
- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスティング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）
- ・ 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善
- ・ 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）
- ・ 一時保護所の環境改善のための取組の推進
- ・ 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実

(3) 困難を有する若者への支援

ニート・ひきこもり、不登校等の社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者に対しては、社会的自立に向け総合的な支援を行う必要があります。

教育、保健、福祉、雇用等をつなぐ子ども・若者支援地域協議会などによる総合的、継続的な連携をもとに、地域、関係機関が一体となり、あらゆる分野の支援策を融合し、当事者やその家庭へ寄り添った幅広い支援に取り組みます。

ア 早期発見と横断的な支援の推進

支援ニーズのある若者やその家庭が、早期に適切な支援機関につながるよう、学校や地域と連携した広報啓発活動を行い、支援ニーズの掘り起こしを行います。また、区役所・支所保健福祉センターによる分野を超えた総合的な支援と寄り添い型・見守り型の支援が一体となった支援の促進など関係部署間の更なる連携強化に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ・ ひきこもり支援ネットワークの再構築
- ・ 子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進
- ・ 子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布
- ・ 若者サポートステーションでの取組の推進

イ 地域・民間団体との連携による支援の強化

NPOやボランティア団体等民間団体の活動は、創造的かつ柔軟で個性的なものであり、子ども・若者支援の地域の社会資源として重要です。

民間団体による支援事業の助成などにより、京都市地域全体の支援環境の充実、底上げを図るとともに、民間団体との連携を強化することで、行政による支援と地域ネットワークによる支援が有機的に融合した支援体制を構築していきます。

【主な取組】

- ・ 子ども・若者総合相談窓口での相談活動の充実と推進
- ・ NPO等民間団体を実施する社会参加支援事業に対する助成
- ・ 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ・ 子ども・若者総合支援事業研修の実施
- ・ 関係機関のネットワークの再構築

(4) 障害のある子どもへの支援

発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携を行うとともに、重症心身障害児や医療的ケア児が安心して適切なサービスが受けられるよう、必要なサービスの設置促進はもとより、福祉、保健、医療、教育等の関係者が連携し、必要なサービス利用につなげていく支援の仕組みづくりが必要です。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。

障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。

ア 早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、適切な支援につないでいけるよう、区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児童発達支援事業所の設置や区役所・支所単位での総量規制の導入による放課後等デイサービスの地域偏在解消、保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- ・ 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

イ 特性や状況に応じた支援の提供

医療的ケア児が必要とする支援の提供につながる仕組みづくりについて、福祉、保健、医療、教育等の関係者による協議の場を設置し、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる事業所の設置促進をはじめ、技術習得に係る職員研修の受講促進に努めます。

発達障害、行動の障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- ・ 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ウ 相談・支援・連携体制の強化

区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課，児童福祉センター，教育相談総合センター（こども相談センターパトナ），総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など相談体制の充実を図ります。

また，サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ，専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め，子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

幼稚園，保育園，認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や，放課後等デイサービスと児童館，学校との連携等，就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう，仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが，集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう，引き続き幼稚園，保育園，認定こども園等において受入れを推進するとともに，放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう，児童館，学童保育所，放課後まなび教室等における支援の充実を図り，地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。

【主な取組】

- ・ 障害児相談支援の充実
- ・ 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進



エ 一人一人のニーズに応じた教育の推進

インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとって分かりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流及び共同学習を更に推進します。

自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉、医療、保健等の関係機関とも連携して推進します。

【主な取組】

- ・ インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進【再掲】



(5) ひとり親家庭支援

母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭においては、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況に関わらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

ひとり親家庭は、可処分所得が低い、多忙な生活の中で子どもとの関わりが少ない等の傾向があり、不安や負担感を抱えやすい状況となっていることや、仕事と家庭の両立の難しさに悩みを抱えていることが伺えます。また、子どもに関する悩みとして学習の遅れが高い割合を占めるなど、子どもへの教育支援も求められています。

こうした状況を踏まえ、就業や生活の安定を図るための支援をはじめ、不安や孤立を防止するための相談・居場所づくり支援、子どもに対する学習支援など、ひとり親家庭の実態に即したきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親家庭のニーズに沿った施策の充実を図っていきます。

ア 子育てを支える生活支援・相談・居場所づくり、学習支援の推進

京都市におけるひとり親施策推進の拠点「京都市ひとり親家庭支援センター」（愛称：ゆめあす）を中心とした相談、居場所づくりに関する支援、支援施策の情報提供をはじめ、母子生活支援施設等の既存施設の活用も検討しながら、ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

また、中学生等を対象とした学習支援事業等の子どもに対する学習支援など、子どもの学習習慣の確立や居場所づくりの充実を図っていきます。

【主な取組】

（生活支援・相談・居場所づくり）

- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実【再掲】
- ・ 母子生活支援施設を活用した支援
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- ・ ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居
- ・ ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施

（学習支援）

- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施【再掲】

イ 生活の基盤を支える就労支援，経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の基盤を支えるための経済的支援とともに，子育てと仕事の両立を図る支援施策を進めます。

また，収入増など生活の安定やステップアップにつながる資格取得，能力開発に資する取組を中心とした就労支援を，関係機関と連携しながら推進します。

【主な取組】

（就労支援）

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続【再掲】
- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続【再掲】
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業の実施
- ・ 自立支援教育訓練給付金の支給

（経済的支援）

- ・ 幼稚園，保育園，認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
- ・ ひとり親家庭等医療費の支給





(1) 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進

京都市では、本市ならではの市民力、地域力、文化力を礎として、市民が主体となり、子どもたちを取り巻く今日的課題の共有や、各団体との連携を通じ、「京都はぐくみ憲章」の理念を地域に浸透させる取組を実践するなど、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」を発展させる取組を進めてきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域団体との協働はもとより、子ども・若者を支援する関係機関・団体、学校、企業、市民、行政によるネットワークをより一層緊密なものとし、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

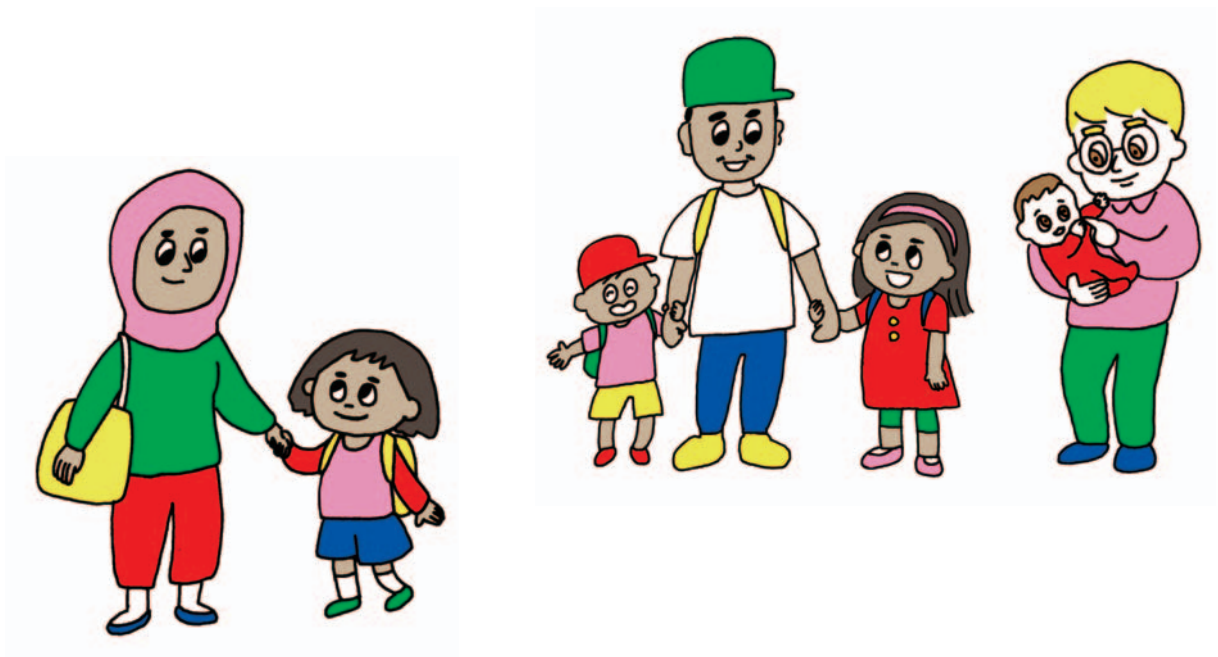
子ども・若者を支える支援ネットワークの充実

地域・家庭・職場において支え合いの基盤が弱まっている中で、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、今後、増加が予想される外国籍市民も含め、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都はぐくみネットワークによる地域に根差した活動の一層の推進
- ・ 児童福祉センターやこどもみらい館等の中核施設の連携強化及び機能強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）
- ・ ～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実
- ・ ジュニア消防団の取組など、地域における子どもの活動機会の提供
- ・ 若者の地域交流事業の推進【再掲】
- ・ 地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等）【再掲】
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）【再掲】
- ・ 学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ・ PTA、おやじの会による子どもの健全育成のためのイベントや研修会の実施
- ・ スポーツ少年団、ボーイスカウト・ガールスカウト等の育成団体との連携
- ・ 地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保

- ・ 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業【再掲】
- ・ 京都市外国籍市民総合相談窓口における，外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援
- ・ 多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）【再掲】
- ・ 寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援



(2) 親育ち促進

多くの子育て家庭が子育てに不安や悩みを抱える中で、地域のつながりの希薄化などにより人間関係が弱まり、子育て中の親が孤立しやすい状況になっていることから、子育て家庭が交流し、共に学び合い、相談し合う機会を提供し、親が成長し合える環境づくりを推進します。

また、子育て家庭が交流できる場の提供や多様なメディアを活用した子育て情報の発信などにより、子育ての不安や負担感を軽減するとともに、子育ての楽しさや素晴らしさ、子育てを通じた人と人とのつながりの大切さなどについて発信します。

ア 親として学び、育ち合う取組の推進

これから親となる世代が、親としての心構えや必要な知識等を、子どもの発育・発達段階に応じて学べる機会を提供するとともに、子育て家庭が気軽に集まり、自らの子育てについてお互いに語り、聞き合う中で、不安や悩みを解消できる場を身近な地域において提供します。

【主な取組】

- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】
- ・ 「子どもを共に育む「親支援」プログラム」の実践・推進

イ 子育ての楽しさ、素晴らしさを感じることができる環境づくり

家庭訪問等において助言や情報提供を行うとともに、子育て支援施設等の関係機関との連携を強化し、スマートフォンアプリなどの多様なメディアも活用しながら、子育て家庭に必要な情報を届け、子育ての楽しさ、素晴らしさについて発信します。

【主な取組】

- ・ 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施【再掲】
- ・ 家庭訪問による継続的個別支援の充実
- ・ 子育て支援機関による子育て相談事業の推進
- ・ 地域や関係機関との協働による「子育て応援」に資する情報発信
- ・ 京都はぐくみアプリ等の子育て支援情報発信事業の充実



(3) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつながる地域活動や社会貢献活動のほか、子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、京都の強みである文化・芸術に触れ、参加する機会を積極的に創出します。

また、子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと輝くことができる社会を創るとともに、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」の取組を「自分ごと」「みんなごと」として実践していきます。

ア 京都ならではの市民力、地域力、文化力をいかした地域活動や文化・芸術振興の推進

仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動等に参加し、また、文化・芸術に触れることなどにより、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるよう、各ライフステージに応じてこれらの機会の創出・提供や啓発を行います。

【主な取組】

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】
- ・ 若者の地域交流事業の推進【再掲】
- ・ 若者のボランティア活動・地域活動の促進【再掲】

イ 柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組支援

「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において、「働き方改革」を「自分ごと」「みんなごと」として実践するため、先進事例の収集などによる情報発信の充実に取り組むとともに、教育・保育現場においても率先した取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- ・ 地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等の働き方改革の推進
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実